

7. 毒物劇物監視

(1) 監視状況

毒物及び劇物取締法に基づき毒物劇物の製造業、輸入業及び販売業等に対して立入検査等を行った結果は、表のとおりである。

表 毒物劇物監視（平成27年度）

事 項		登録・届出・許可施設数	立入検査実施施設数	違反発見施設数	毒物劇物又は政令で定める毒物劇物含有物の疑いのあるものの除去	試験の結果毒物劇物又は政令で定める毒物劇物含有物であったもの	無登録・無届・無許可施設発見数
製造業	大臣登録分						
	知事登録分	8					
輸入業	大臣登録分						
	知事登録分	2					
一般販売業	303	26	5				2
農業用品目販売業	105	11					
特定品目販売業	6						
電気めっき事業	6						
金属熱処理事業							
毒物劇物運送事業	1						
しろあり防除事業							
法第22条第5項の者							
計	431	37	5	0	0		2
特定毒物研究者	13						

(2) 毒物及び劇物の盗難・紛失事件及び流出・漏洩事故情報

毒物及び劇物の事件・事故発生情報は、「毒物及び劇物の盗難・紛失事件及び流出・漏洩事故情報の収集について（平成15年1月22日医薬化発第0122001号）」により、今後の毒物及び劇物の事件・事故対策に資するための事件・事故情報の共有化について示されている。

近年県内で発生を確認した状況は、以下のとおりである。

番号	毒物劇物の別と名称等	事件の概要	発生日と事業所等の業態	原因(推定含む)	被害状況
1	劇物 クレゾール 50%	倉庫保管のクレゾール石鹼液（500ml 1本）に荷物が落下してひびが入り、少量漏洩	H15.3.11 業務上取扱者	倉庫での保管不備	なし
2	毒物 硝酸 14.2% フッ酸 4.8%	トラックで運送中、ドラム缶が破裂し、中の液体が半径10mの範囲に飛散	H15.4.18 業務上取扱者	法第16条の運搬基準違反	・ドラム缶が近くの乗用車（無人）の後部を破損 ・付近の人が火傷により軽傷
3	劇物 臭化メチル	倉庫に保管していた臭化メチル製剤の盗難	H19.10.3 業務上取扱者	倉庫での保管不備	なし
4	劇物 水酸化ナトリウム 50%	水酸化ナトリウム製剤製造中に発火し、炎上。消防車からの放水が工場内ピットからあふれ、劇物を含んだ水が一部水路に流出。	H20.7.24 毒物劇物製造業	作業時の安全管理不備	なし